

## 防府市産婦健康診査実施要綱

令和元年7月18日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、出産後間もない産婦に対し、母体の身体機能の回復や精神状態を把握するための健康診査（以下「健康診査」という。）を実施し、産後の健康管理の向上を図る事業（以下「本事業」という。）を行うことにより、産婦の産後うつ及び新生児への虐待を予防することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、防府市（以下「市」という。）とする。

### (実施機関)

第3条 防府市長が委託契約を締結した医療機関又は助産所（以下「委託医療機関」という。）とする。

### (産婦健康診査)

第4条 健康診査は次の各号のとおりとする。

#### (1) 対象者

市に住民登録を有し、産婦健康診査受診票（以下「受診票」という。）を提示した産婦。

#### (2) 健康診査の内容

別表に掲げるとおりとする。

#### (3) 公費負担の回数及び時期

健康診査の公費負担の回数は1人につき、2回とし、受診時期は原則として産後7～21日、産後28～56日とする。

### (受診方法)

第5条 健康診査は、原則として、委託医療機関に受診票と母子健康手帳を提出して受診するものとする。

### (公費負担額)

第6条 公費負担額は防府市長が別に定める額とする。

### (自己負担金)

第7条 実施期間で健康診査に要した費用は、市の負担とする。ただし第4条で規定した検査項目以外の検査費用については、受診者の自己負担とする。

(費用の請求及び支払)

第8条 委託医療機関は、産婦健診に係る費用を請求しようとするときは、当該月分をとりまとめ、翌月の10日までに支払請求書に受診票を添えて、防府市長に提出するものとする。

2 防府市長は、委託医療機関から請求書を受理したときは、その内容を審査し、請求日の属する月の末日までに支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表

	時 期	内 容
産後 2 週 間 健 診	産後 7日～21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴 子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）</li> <li>② 体重・血圧測定</li> <li>③ 尿検査（蛋白・糖）</li> <li>④ 妊婦の精神状態に応じて、ツールを用いた客観的アセスメントを行うこと</li> </ul>
産後 1 か 月 健 診	産後 28日～56日	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴 子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）</li> <li>② 体重・血圧測定</li> <li>③ 尿検査（蛋白・糖）</li> <li>④ 妊婦の精神状態に応じて、ツールを用いた客観的アセスメントを行うこと</li> </ul>